

# 答 申 書

( 修正素案 )

旭川市庁舎整備基本構想について

旭川市庁舎整備検討審議会

## 目 次

|   |                        |   |
|---|------------------------|---|
| 1 | 当審議会の役割                | 1 |
| 2 | 各項目に関する審議の経過           |   |
|   | (1) 庁舎建設の必要性について       | 1 |
|   | (2) 新庁舎の基本理念について       | 2 |
|   | (3) 新庁舎が備えるべき機能と役割について | 3 |
|   | (4) 新庁舎の規模について         | 3 |
|   | (5) 新庁舎の建設場所について       | 5 |
| 3 | まとめ                    | 6 |
| 4 | おわりに                   | 7 |
|   | <b>【資料】</b>            |   |
|   | 旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿       | 8 |
|   | 旭川市庁舎整備検討審議会検討経過       | 9 |

## 1 当審議会の役割

当審議会は、旭川市庁舎整備検討審議会条例（平成27年3月25日条例第11号）に基づき、庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するために設置され、平成27年8月19日に第1回審議会を開催、以後、~~第6回審議会まで~~6回の会議を開催しました。

第1回審議会では、市長から、「旭川市庁舎整備基本構想について」諮問があり、新庁舎の建設に関する以下の5つの基本的事項についての意見を求められました。

- (1) 庁舎建設の必要性
- (2) 新庁舎の基本理念
- (3) 新庁舎が備えるべき機能と役割
- (4) 新庁舎の規模
- (5) 新庁舎の建設場所

当審議会では、市から提出のあった資料を基に審議を重ね、それぞれの項目について以下のとおり意見をとりまとめました。

## 2 各項目に関する審議の経過

### (1) 庁舎建設の必要性について

市からの資料によると、現在の庁舎は

- ① 耐震性の不足（総合庁舎及び第三庁舎）
- ② 庁舎の分散化（現在、6か所）
- ③ 庁舎の狭隘化
- ④ 庁舎の老朽化
- ⑤ 災害発生時に必要な機能の不足
- ⑥ 駐車場の不足

等、多くの課題を抱えた状況となっています。

当審議会では、これらの課題について審議を行ったところ、市から示された様々な課題については、各委員がほぼ同様の認識を持っており、特に、庁舎の耐震性の不足や庁舎の分散化といった、市民に直接影響のある項目については、課題解決に向けた対策が必要であるとの意見が多く出されました。

その結果、当審議会としては全委員一致で、現庁舎が抱える様々な課題を解決する

ためには、新しい庁舎の建設が必要であるという結論に至りました。

## (2) 新庁舎の基本理念について

### ア 新庁舎の基本理念

新庁舎の基本理念については、市から「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」として整備するという案が示されました。

当審議会において、この案を基に審議した結果、これからの庁舎は、届出などの必要な手続きを行う窓口業務や職員の執務空間としての機能を持つだけでなく、市民に対し日常的な各種行政サービスを提供すること、また、多様な市民活動を支援し市民の交流を図ること等、市民や住民組織、NPOなど、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれる場所になること、すなわち、まちづくりの中心としての役割を担う必要があるという点で、市の案には全委員が賛同しました。ただ、基本理念の中に用いられている「シビックセンター」という言葉が用いられることについては、市役所が本来持つ行政機能に加えて、市民活動や文化活動に使われる場が一体となった複合的施設を表すものであることが、市民にわかりにくいのではないかという意見が出されました。

その結果、当審議会としては、市の示した「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」を基本理念とすることは妥当とするが、「シビックセンター」という言葉については、市民が理解しやすい説明を加えるなど、基本構想策定に当たって一層の工夫を求めるという結論に至りました。

### イ 新庁舎整備の基本方針

基本理念の実現に向けて、市からは以下の8つの基本方針が案として示されました。

- 基本方針1 利用しやすい庁舎
- 基本方針2 親しまれる庁舎
- 基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎
- 基本方針4 機能的・効率的な庁舎
- 基本方針5 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会
- 基本方針6 安全・安心な庁舎
- 基本方針7 人にやさしい庁舎（社会環境）
- 基本方針8 地球にやさしい庁舎（自然環境）

当審議会において、基本理念と合わせて、基本方針についての審議も行ったとこ

ろ、それぞれの基本方針が示す内容については賛同する意見が多く出され、いずれについても、基本理念を達成するための基本方針として妥当であるという結論で一致しました。なお、委員から出された以下の意見についても、基本方針に盛り込むことができないか審議をいたしました。

- ① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。
- ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。
- ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も謳い掲げたい。

その結果、いずれの意見についても、広い意味で「基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎」に包含される内容であると思われるが、市の提示案には明確に示されていないことからので、基本方針3の表現にそのような観点を盛り込むよう求めることにいたしました。

### （３）新庁舎が備えるべき機能と役割について

新庁舎に求められる機能については、市から基本方針ごとに必要と考えられる主な機能と想定される整備事例が案として示されたほか、他都市の整備事例が資料で示されました。

当審議会において、これらを基に、新庁舎がどのような機能を持つべきかについて意見交換を行ったところ、概ね、市が示した機能と同様の、又は類似する意見が出されました。

その後、改めて、市が示した案の中で強調すべき部分、あるいは、削除すべき部分がないか審議を行いました。市の案には、必要な機能がほぼ網羅されており、当審議会として、特段の意見を加える必要はないと考え、新庁舎が備えるべき機能と役割については、市が示した案を基本としながら、今後、基本構想策定を進めるよう求めるという結論に至りました。

### （４）新庁舎の規模について

新庁舎の規模については、市から、新しい庁舎に必要と考えられる機能と、その機能ごとに必要と考えられる面積が示されました。

当審議会では、これらの機能ごとの面積について、市が示した面積の考え方が妥当であるかの観点から審議を行いました。

## ア 既存機能の必要面積

既存機能のうち行政事務機能については、想定職員数とその算定根拠になっていることから、まず想定職員数の考え方について審議を行い、以下の意見が出されました。

- ・人口が減少する見込みであるにもかかわらず、職員数が大きく減少しないという想定は疑問であり、しっかりと職員数の推計を行うべきである。
- ・将来人口の減少を考慮する必要があるが、庁舎整備完了時には、職員数の大幅な変動は見込まれず、実際には福祉部門の職員数は、不足している状況である。
- ・職員のスペースはしっかり確保する必要がある。

これらの意見を基に、さらに審議を重ね、当審議会としては、想定職員数について、当面の間、大幅な減少までには至らないという市の考え方を概ね妥当と考えるが、その面積については、今後さらに精査すべきであるという結論に至りました。

また、議会機能について、その面積については概ね妥当と考えるが、その利用に当たっては、他の機能との併用も可能とするべきだという結論に至りました。

## イ 新たに追加する機能の必要面積

~~新たに追加する機能については、主に、行政と連携可能な窓口機能として市が示した、旭川市社会福祉協議会及び旭川商工会議所が新庁舎に入ることについて、「社会福祉協議会は庁舎に必要だが、組織全体が必要かは疑問」、「商工会議所は、一般市民にとってそれほど身近ではなく、1,400㎡も必要ないのではないか」といった意見が出されました。~~

新たに追加する機能について、市からは、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」の実現に向け、市民活動・交流支援機能や情報発信機能、さらには、行政と連携が可能な民間窓口機能などが示されました。

当審議会では、これらの機能の必要性について、概ね妥当と認めながらも、各部門が持つ機能の重複部分については併用するなど、全体的な面積を削減する工夫が必要であるという意見が出されました。

その結果、当審議会としては、新たに追加する機能についての妥当性は理解できるものの、市民にとって必要な機能を精査し、他機能との空間的併用等も考慮して、~~最低限必要な~~必要最小限の面積とするべきという結論に至りました。

## ウ 全体規模

~~シビックセンター~~新庁舎として必要な全体の面積として、市が示した約37,000㎡については、必要であるという意見が出た一方で、庁舎の規模は流動的なも

のであるから、整備を進める中で、財政状況を考えながら規模の見直しを行い、必要最低限のコンパクトな庁舎とし、コストを抑えるべきという意見が出されました。

その結果、当審議会としては、基本的には市が示した必要面積に基づいて構想策定を進めるべきと考えるが、今後の整備の中で、財政状況を踏まえつつ、必要な規模を精査するなど、コスト削減の取組を求めるという結論に至りました。

## (5) 新庁舎の建設場所について

新庁舎の建設場所については、市から次の3つのエリアが示されました。

- ①現庁舎周辺エリア
- ②買物公園エリア
- ③北彩都エリア

市からは、この3つのエリアが選定されるまでの経過、それぞれのエリアの状況、さらには、エリアの比較などの資料が提出され、それらを基に、どのエリアが新庁舎建設の場所としてふさわしいかについて、さまざまな観点から慎重に審議を行いました。

まず、「アクセス性・市民利便性」に関しては、③のエリアは、新たに開発が進んでいる場所であるが、現状としては、本市の主な公共交通機関であるバスの停留場所からは距離があり、周辺に空地も少ないことから、駐車場の確保に課題があること、一方で、①及び②のエリアについては、バスの停留場所が近くにあるという点ではアクセス性に優れていること、および、駐車場の確保や、周辺道路の走りやすさという点から、総合的に見て①のエリアが一番優れていると考えられます。

また、「まちづくり」に関しては、新庁舎を建設することで新たな人の流れをつくり中心市街地の活性化を考慮することは必要であるが、行政事務機能がメインとなる庁舎の移転により新たな人の流れをつくることは難しいという指摘、また、大きなまちづくりを考え、各エリアにふさわしい機能を持った建物を分散させて建てるということも考えられるのではないかという意見も出されました。

「防災性、その他の情報」に関しては、①のエリアが、他のエリアに比較して、敷地に余裕があり、周辺道路の幅員も広いことから、万が一の災害の際に対応が容易になる点や、敷地内での建て方の工夫により建設に伴うコスト抑制が可能である点などから、優位にあると評価されました。

以上の点から、当審議会としては、市が示した3つの建設場所のうち、新庁舎の建設場所としては、「①現庁舎周辺エリア」が適当であるという結論に至りました。

なお、エリア内の建設位置としては、現総合庁舎敷地、または第三庁舎敷地などが考えられるが、実際の建設に当たっては、現庁舎周辺エリアの課題となっている、現庁舎の扱い方、仮設庁舎の建設や引っ越しにかかる費用等について、敷地内での土地の使い方を工夫するなど、出来る限り財政負担を抑制する取組を求める意見が多く出されたところであります。

### 3 まとめ

当審議会での審議について、その経過を含めてこれまで述べてきましたが、改めて、市から諮問のあった項目について、以下のとおり答申いたします。

#### (1) 庁舎建設の必要性

**現庁舎が抱える様々な課題を解決するためには、新しい庁舎の建設が必要である。**

#### (2) 新庁舎の基本理念

**基本理念については、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」とすることは妥当である。**

ただし、「シビックセンター」については、より市民が理解しやすい言葉で説明を加えるなど、基本構想策定に当たって工夫をすることを求める。

また、基本方針については、市が示した8つの案はいずれも基本理念を達成するための指針として妥当であるが、「基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎」については、以下の3つの観点を盛り込むことを求める。

- ① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。
- ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。
- ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も謳い掲げたい。

#### (3) 新庁舎が備えるべき機能と役割

**新庁舎が備えるべき機能と役割については、市が示した案を基本としながら、今後基本構想策定を進めるよう求める。**



#### **(4) 新庁舎の規模**

**新庁舎の規模としては、市が示した必要面積約37,000㎡は概ね妥当であると考え**る。

ただし、行政機能の算定の基礎となる想定職員数については、当面の間、大幅な減少までには至らないという市の考え方は概ね妥当と考えるが、その面積については、今後さらに精査する取組をするよう求める。

また、他の機能の面積についても、市民にとって必要な機能を精査し、他機能との併用も考慮するなど、必要最低限の面積とするよう求める。

#### **(5) 新庁舎の建設場所**

**市が示した3つの建設場所のうち、新庁舎の建設場所としては、「**㊤現庁舎周辺エリア**」が**適当である**と考える。**

なお、エリア内の建設位置としては、現総合庁舎敷地、または第三庁舎敷地などが考えられるが、実際の建設に当たっては、現庁舎周辺エリアの課題となっている、現庁舎の扱い方、仮設庁舎の建設や引っ越しにかかる費用等について、敷地内での土地の使い方を工夫するなどして、出来る限り財政負担を抑制する取組を求める。

## **4 おわりに**

当審議会では、これまで全**6**回にわたり、諮問された旭川市庁舎整備基本構想について、示された資料を基に慎重に審議を重ねてきました。その結果、全委員の合意を得て、上記の答申を導いたところであります。

新庁舎の建設は、旭川市にとって非常に重要な課題であり、今後数十年にわたって多くの市民が利用する庁舎整備であるだけに、広く、市民の意見が反映されていくことが望まれます。

今後、市は、当審議会からの答申を受けて基本構想案をまとめ、その後、意見提出手続（パブリックコメント）を行い、平成27年度中に基本構想を策定する予定とのことではありますが、新たな旭川市庁舎が、構想どおり、市民でにぎわい、親しまれるものとなるよう、今後の検討に当たっては、より多角的な観点から議論を重ねるとともに、当審議会の答申が積極的に活用され、かつ、十分に配慮されるよう強く求めます。

以上

## 旭川市庁舎整備検討審議会委員名簿

(50音順, 敬称略)

| 氏 名    | 所属団体名等                  |
|--------|-------------------------|
| 赤間 結衣  | 公募委員                    |
| 安藤 玲   | 学生自主組織はしっくす 代表          |
| 泉 昌成   | 旭川市PTA連合会 副会長           |
| 大野 剛志  | 旭川大学 准教授                |
| 大矢 二郎  | 東海大学 名誉教授               |
| 小畑 忠義  | 旭川市内農協連絡会議              |
| 鎌田 盛紀  | 公募委員                    |
| 後藤 幸訓  | 連合北海道旭川地区連合会 副会長        |
| 高津 修   | 特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会 理事長 |
| 辻廣 博美  | 公募委員                    |
| 蔦井 理恵  | 一般社団法人北海道建築士会旭川支部       |
| 永瀬 充   | 公募委員                    |
| 長谷川 淳子 | 旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 会長    |
| 林 徹男   | 旭川市市民委員会連絡協議会 副会長       |
| 眞壁 利昭  | 旭川市商店街振興組合連合会 専務理事      |
| 松田 一夫  | 旭川市老人クラブ連合会 副会長         |
| 松野 和彦  | 旭川市中心市街地活性化協議会 副会長      |
| 森崎 真美恵 | 一般社団法人旭川観光コンベンション協会 主事  |
| 八重樫 良二 | 北海道教育大学旭川校 教授           |
| 山中 正志渡 | 旭川市消防団 副団長              |

## 旭川市庁舎整備検討審議会検討経過

| 回   | 開催日            | 議題   |
|-----|----------------|--|
| 第1回 | 平成27年8月19日(水)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 市長挨拶</li> <li>・ 委員紹介</li> <li>・ 会長・副会長の選出</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ 議題「会議のルール」<br/>「諮問資料等説明」<br/>「審議日程等」</li> </ul> |
| 第2回 | 平成27年9月14日(月)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題「庁舎建設の必要性について」<br/>「新庁舎の基本理念について」<br/>「新庁舎が備えるべき機能と役割について」</li> </ul>   |
| 第3回 | 平成27年10月16日(金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題「庁舎建設の必要性について」<br/>「新庁舎の基本理念について」<br/>「新庁舎が備えるべき機能と役割について」<br/>「新庁舎の規模について」<br/>「新庁舎の建設場所について」</li> </ul>                         |
| 第4回 | 平成27年11月6日(金)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題「新庁舎の規模について」<br/>「新庁舎の建設場所について」</li> </ul>  |
| 第5回 | 平成27年11月26日(木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題「答申書について」</li> </ul>  |
| 第6回 | 平成27年12月17日(木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議題「答申書について」</li> </ul>  |